8月1日から

国民健康保険被保険者証等の更新について

間 町民生活課 保険年金係 内線2114~2116

現在お使いの被保険者証の有効期限は、令和3年7月31日までです。

新しい被保険者証は、7月下旬までに郵送します。国民健康保険の加入者には、世帯主様宛てにご家 族分をまとめて、後期高齢者医療保険の加入者には、各個人宛でにお送りします。8月になっても届か ない場合はご連絡ください。

【国民健康保険被保険者証】

色は「薄橙色」⇒**「若草色**」に変わります。

愛 媛 県

国民健康保険 有効期限 令和 4 年 7 月 31 日 被保険者証 交付年月日 令和3年8月1日

記号 番号 ×××××××

資 格 一般

氏 名 鬼北 太郎 性別 男

住 所 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

生年月日 昭和××年×月×日 世带主名 鬼北 太郎

適用開始年月日 令和××年×月×日

交付者住所 愛媛県北宇和郡鬼北町 保険者番号 381004

大字近永800番地1

T E L (0895)45-1111 交付者名 鬼北町

【後期高齢者医療被保険者証】

色は「薄緑色」⇒「薄桃色」に変わります。

後期高齢者医療 有効期限 令和4年7月31日 被保険者証 被保険者番号 $\times \times \times \times \times \times \times \times$

所 北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 住

鬼北 花子 Et: 名

生 年 月 日 昭和××年×月×日 性別 女

資格取得年月日 平成××年×月×日 発 行 期 日 平成××年×月×日 交付年月日 令和3年8月1日 一部負担金の割合 ×割

保険者番号·名称 39384888 愛媛県後期高齢者医療広域連合

◆新しい被保険者証について

必ず8月1日から使用してください。また、 住所、氏名など記載内容を確認し、誤りがあ る場合はご連絡ください。

◆古い被保険者証について

有効期限の過ぎた古い被保険者証は回収し ません。ご自身で裁断するなどして処分して ください。

◆保険税(料)に未納がある場合

被保険者証が交付できない場合がありま す。未納がある場合は、早急にお支払いくだ さい。なお、納付期限までにお支払が困難な 場合や分割納付などの相談が必要な場合は、 町民生活課課税管理係までご連絡ください。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】

有効期限は7月31日までです。

○国民健康保険の加入者

引き続き交付を希望される場合は、次のも のを持って、町民生活課または日吉支所で 手続きしてください。

- ①来庁者の身元確認書類 (免許証、個人番号カードなど)
- ②被保険者証
- ③過去1年間に90日を超える入院がある 場合は、入院時の領収書

◎後期高齢者医療保険の加入者

負担区分に変更がなく、未納がない場合は、 被保険者証と一緒に郵送します。